

平成19年度水質検査計画

八 街 市 水 道 課

八 街 市 水 質 検 査 計 画

1. 基本方針

安全な水道水を供給していることをご理解頂くために水質検査計画を策定することとし、八街市においては以下の検査を行います。

(1) 検査地点は、榎戸地区・大木地区・榎戸系深井戸5箇所・大木系深井戸3箇所・給水末端地域2箇所とします。

(2) 検査項目については、榎戸地区及び大木地区では水道法で義務づけられている水質基準項目及び義務づけられていないものの水道水質管理上留意すべき水質管理目標設定項目の検査を行います。

榎戸系深井戸5箇所及び大木系深井戸3箇所については、水質基準項目及びダイオキシン類を年1回検査を行います。

(3) 検査頻度は、水道法に基づき一般細菌、大腸菌、塩素イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度、濁度については、月1回の検査を行います。

その他の水質基準項目の検査につきましては、年1回または3年に1回などに頻度を省略できる場合でも当面の間は年4回の検査を行います。

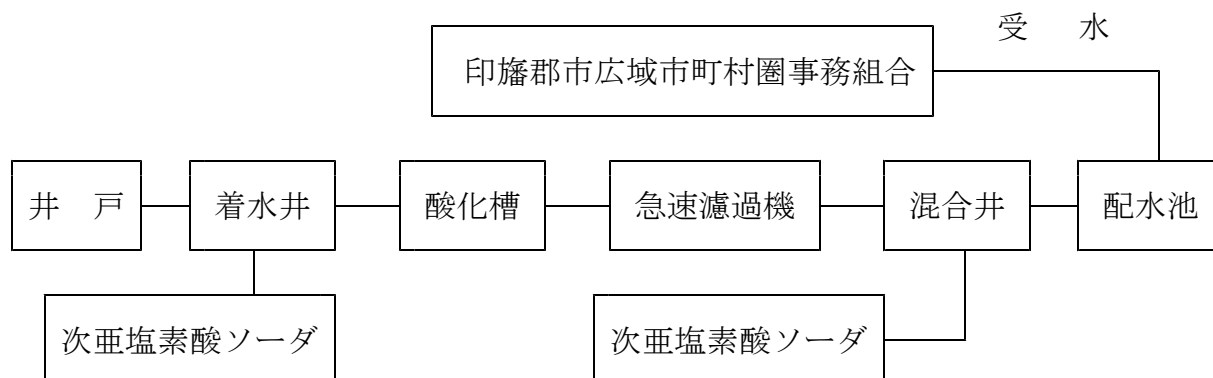
その後、集積した知見に基づき検査頻度等について見直すものとします。

2. 事業の概要

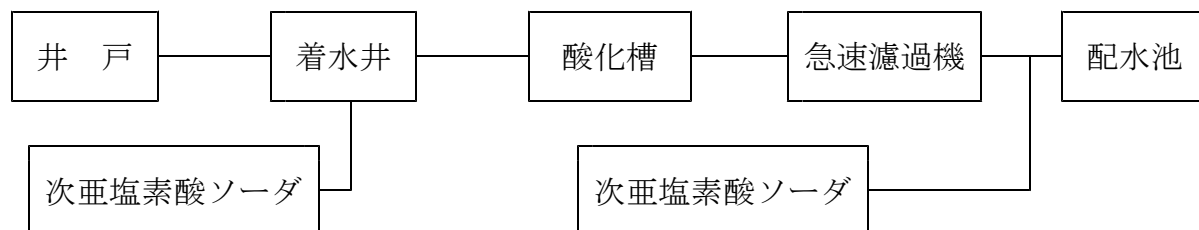
当事業が行っている給水事業は、井戸取水及び印旛郡市広域市町村圏事務組合から受水し八街市内に水道水を供給しています。

なお、事業内容は次のとおりです。

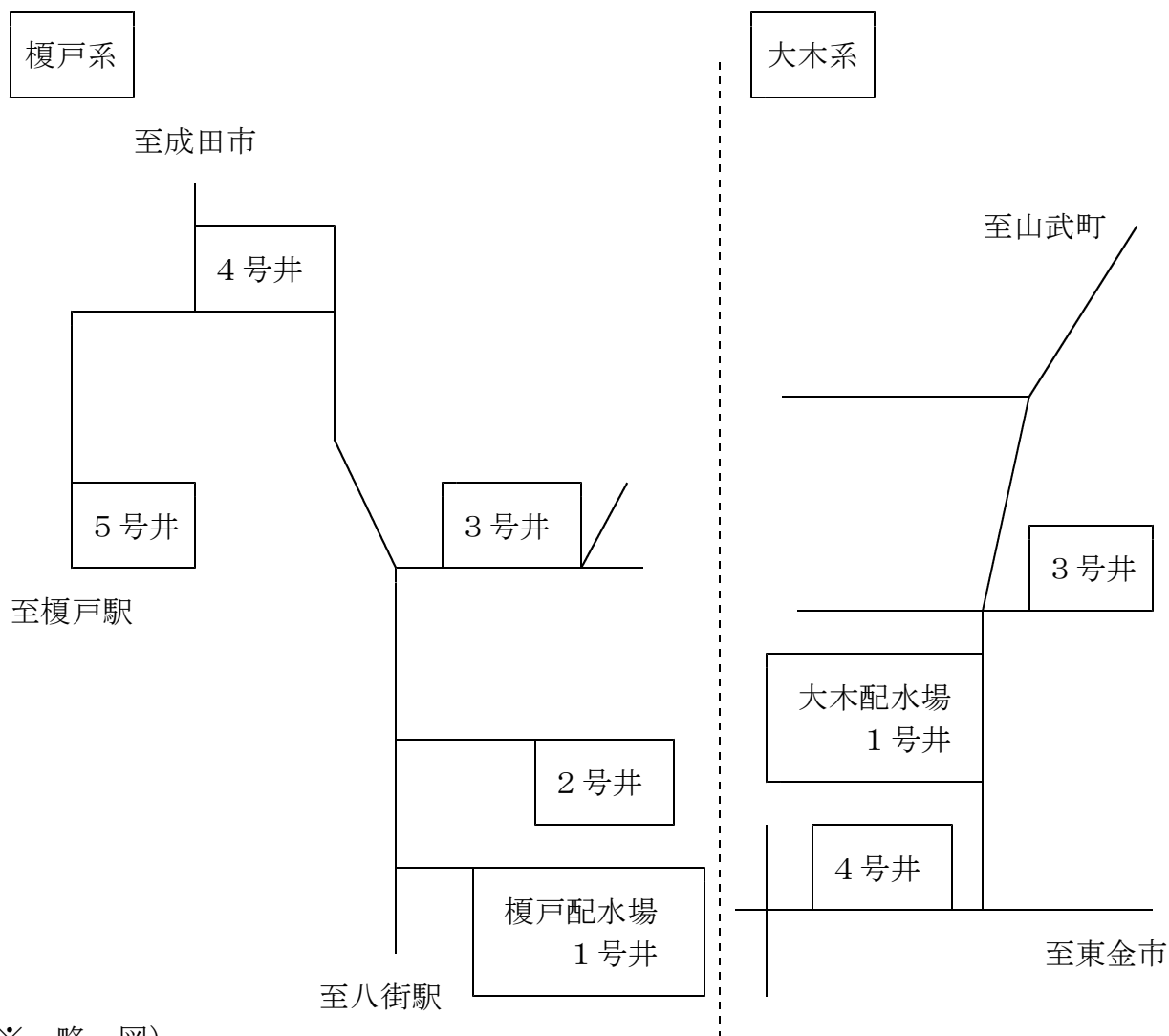
- (1) 事業体名 八 街 市
- (2) 配水場名 榎戸配水場
- (3) 水源種別 地下水及び受水（表流水）
- (4) 浄水処理方式



- (1) 事業体名 八 街 市
- (2) 配水場名 大木配水場
- (3) 水源種別 地下水
- (4) 浄水処理方式



3. 定期水質検査を行う地点、項目及び頻度



(※ 略 図)

(2) 水質検査項目及び頻度について

●水質基準項目について

- ・省略することのできない項目である一般細菌、大腸菌、塩素イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度、濁度については、市内の配水拠点である榎戸配水場及び大木配水場において月1回の検査を行います。
- ・水質基準項目のその他の項目については、榎戸地区及び大木地区において年間4回の検査を行います。
- ・榎戸系深井戸5箇所及び大木系深井戸3箇所については、水質基準項目を年1回の検査を行います。

●水質管理目標設定項目について

- ・水質管理目標設定項目になっている項目については、水質基準項目以外の項目について市内の配水拠点である榎戸配水場及び大木配水場において年間1回の検査を行います。
- ・農薬類の検査については、榎戸配水場の浄水において年間1回の検査を行います。

4. 臨時検査について

以下の場合に臨時検査を実施します。

- ①印旛郡市広域市町村圏事務組合において以下に揚げる影響を受け当市が受水する水に影響が生じるおそれがあるとき
 - ・水源の水質事故の影響を受けたとき
 - ・浄水処理工程で異常が発見されたとき
- ②配水施設の大規模な工事その他施設が著しく汚染された可能性があるとき
- ③水源付近や給水区域で消化器系感染症が流行しているとき
- ④市内の給水区域で検査依頼があり必要があると認められるとき
- ⑤その他、必要があると認められるとき

なお、臨時の水質検査を実施する項目は、水質基準項目を中心に状況に応じて決定することとします。

5. 水質検査計画及び検査結果の公表

- ①当市が作成した水質検査計画は、計画内容について吟味し必要と思われる事項について見直しを検討します。
- ②水質検査計画については、ホームページ上で公表します。
- ③水質検査で、異常値（通常と違う値）が検出された場合には、原因の究明と再検査を行うこととしております。
- ④水質検査の委託先は、水道法20条第3項に係わる厚生労働大臣の登録を受けた機関に委託するものとする。

また、委託検査機関に対しては、当年度の内部精度管理と外部精度管理の報告をまとめて提出させ確認するものとする。

水質検査予定表

年月	原水・浄水	基準項目(39項目)	基準項目(50項目)	ダイオキシン類	水質管理目標設定項目	農 薬 類	必須項目(9項目)
19.4	原水						
	浄水		榎戸地区・大木地区				
19.5	原水	榎戸系井戸2カ所		榎戸系井戸2カ所			
	浄水						榎戸地区・大木地区
19.6	原水						
	浄水						榎戸地区・大木地区
19.7	原水	榎戸系井戸2カ所		榎戸系井戸2カ所	榎戸地区・大木地区		
	浄水		榎戸地区・大木地区		榎戸地区・大木地区	榎戸地区	
19.8	原水						
	浄水						榎戸地区・大木地区
19.9	原水	榎戸系井戸1カ所		榎戸系井戸1カ所			
	浄水						榎戸地区・大木地区
19.10	原水						
	浄水		榎戸地区・大木地区				
19.11	原水	大木系井戸1カ所		大木系井戸1カ所			
	浄水						榎戸地区・大木地区
19.12	原水						
	浄水						榎戸地区・大木地区
20.1	原水	大木系井戸2カ所		大木系井戸2カ所			
	浄水		榎戸地区・大木地区				
20.2	原水						
	浄水						榎戸地区・大木地区
20.3	原水						
	浄水						榎戸地区・大木地区

水質検査予定表

※ 検査は基本的に次のとおり実施します。

場 所	検 査 項 目	頻 度	検 査 方 法
各 井 戸	基準項目検査(39項目)	年 1 回	法定検査機関委託検査
	ダイオキシン類	年 1 回	法定検査機関委託検査
	水質管理目標設定項目	年 1 回	法定検査機関委託検査
榎戸地区(浄水)	基準項目検査(50項目)	年 4 回	法定検査機関委託検査
	水質管理目標設定項目	年 1 回	法定検査機関委託検査
	農薬類(127項目)	年 1 回	法定検査機関委託検査
	必須項目(9項目)	年 8 回	法定検査機関委託検査
	味・臭気・色度・濁度	毎 日	自 己 検 査
	pH・残留塩素	毎 日	自 己 検 査
大木地区(浄水)	基準項目検査(50項目)	年 4 回	法定検査機関委託検査
	水質管理目標設定項目	年 1 回	法定検査機関委託検査
	必須項目(9項目)	年 8 回	法定検査機関委託検査
	味・臭気・色度・濁度	毎 日	自 己 検 査
	pH・残留塩素	毎 日	自 己 検 査

各検査項目

基準項目検査(原水)

	検 査 項 目
1	一般細菌
2	大腸菌
3	カドミウム
4	水銀
5	セレン
6	鉛
7	ヒ素
8	六価クロム
9	シアン
10	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
11	フッ素
12	ホウ素
13	四塩化炭素
14	1,4-ジオキサン
15	1,1-ジクロロエチレン
16	シス-1,2-ジクロロエチレン
17	ジクロロメタン
18	テトラクロロエチレン
19	トリクロロエチレン
20	ベンゼン
21	亜鉛
22	アルミニウム
23	鉄
24	銅
25	ナトリウム
26	マンガン
27	塩化物イオン
28	カルシウム、マグネシウム等(硬度)
29	蒸発残留物
30	陰イオン界面活性剤
31	ジェオスミン
32	2-メチルイソボルネオール
33	非イオン界面活性剤
34	フェノール類
35	有機物(TOC)
36	pH
37	臭気
38	色度
39	濁度

各検査項目

基準項目検査(浄水)

	検 査 項 目
1	一般細菌
2	大腸菌
3	カドミウム
4	水銀
5	セレン
6	鉛
7	ヒ素
8	六価クロム
9	シアン
10	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
11	フッ素
12	ホウ素
13	四塩化炭素
14	1,4-ジオキサン
15	1,1-ジクロロエチレン
16	シス-1,2-ジクロロエチレン
17	ジクロロメタン
18	テトラクロロエチレン
19	トリクロロエチレン
20	ベンゼン
21	クロロ酢酸
22	クロロホルム
23	ジクロロ酢酸
24	ジブロモクロロメタン
25	臭素酸
26	総トリハロメタン
27	トリクロロ酢酸
28	ブロモジクロロメタン
29	ブロモホルム
30	ホルムアルデヒド
31	亜鉛
32	アルミニウム
33	鉄
34	銅
35	ナトリウム
36	マンガン
37	塩化物イオン
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)
39	蒸発残留物
40	陰イオン界面活性剤
41	ジェオスミン
42	2-メチルイソボルネオール
43	非イオン界面活性剤
44	フェノール類
45	有機物(TOC)
46	pH
47	味
48	臭気
49	色度
50	濁度

各検査項目

水質管理目標設定項目検査

	検 査 項 目
1	アンチモン及びその化合物
2	ウラン及びその化合物
3	ニッケル及びその化合物
4	1, 2-ジクロロエタン
5	トランス-1, 2-ジクロロエチレン
6	1, 1, 2-トリクロロエタン
7	トルエン
8	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)
9	塩素酸
10	ジクロロアセトニトリル
11	抱水クロラール
12	遊離炭酸
13	1, 1, 1-トリクロロエタン
14	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)
15	臭気強度(TON)
16	腐食性(ランゲリア指数)

各検査項目

農 薬

	検 査 項 目
1	チラウム
2	シマジン(CAT)
3	チオベンカルブ
4	1, 3-ジクロロプロペン(D-D)
5	イソキサチオン
6	ダイアジノン
7	フェニトロチオン(MEP)
8	イソプロチオラン(IPT)
9	クロロタロニル(TPN)
10	プロピサミド
11	ジクロルボス(DDVP)
12	フェノブカルブ(BPMC)
13	クロルニトロフェン(CNP):失効農薬
14	CNP-アミノ体
15	イプロベンホス(IBP)
16	EPN
17	ペンタゾン
18	カルボフラン(カルボスルファン代謝物)
19	2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸(2, 4-D)
20	トリクロピル
21	アセフェート
22	イソフェンホス
23	クロルピリホス
24	トリクロルホン(DEP)
25	ピリダフェンチオン
26	イブロジオン
27	エトリジアゾール(エクロメゾール)
28	オキシシン銅
29	キャプタン
30	クロロネブ
31	トルクロホスメチル
32	フルトラニル
33	ペンシクロン
34	メタラキシル
35	メプロニル
36	アシュラム
37	ジチオピル
38	テルブカルブ(MBPMC):失効農薬
39	ナプロパミド
40	ピリブチカルブ
41	ブタミホス
42	ベンスリド(SAP)
43	ベンフルラリン(ベスロジン)
44	ペンディメタリン
45	メコプロップ(MCPP)
46	メチルダイムロン
47	アラクロール
48	カルバリル(NAC)
49	エディフェンホス(エジフェンホス, EDDP)
50	ピロキロン
51	フサライド

各検査項目

52	メフェナセット
53	プレチラクロール
54	イソプロカルブ(MICP)
55	チオファネートメチル
56	テニルクロール
57	メチダチオン(DMTP)
58	カルプロパミド
59	プロモブチド
60	モリネート
61	プロシミドン
62	アニロホス
63	アトラジン
64	ダラボン
65	ジクロベニル(DBN)
66	ジメトエール
67	ジクワット
68	ジウロン(DCMU)
69	エンドスルファン(エンドスルファート, ベンゾエピン)
70	エトフェンプロックス
71	フェンチオン(MPP)
72	グリホサート
73	マラソン(マラチオン)
74	メソミル
75	ベノミル
76	ベンフラカルブ
77	シメトリン
78	ジメピペレート
79	フェニトエール(PAP)
80	ブプロフェジン
81	エチルチオメトン
82	プロベナゾール
83	エスプロカルブ
84	ダイムロン
85	ビフェノックス
86	ベンスルフロンメチル
87	トリシクラゾール
88	ピペロホス
89	ジメタメトリン
90	アゾキシストロビン
91	イミノクタジン酢酸塩
92	ホセチル
93	ポリカーバメート
94	ハロスルフロンメチル
95	フラザスルフロン
96	チオジカルブ
97	プロピコナゾール
98	シデュロン
99	ピリプロキシフェン
100	トリフルラリン
101	カフェンストロール
102	マンゼブ
103	ダゾメット
104	シプロコナゾール
105	マンネブ
106	カルタップ
107	グルホシネート
108	ジラム

各検査項目

109	パラコート
110	フルアジナム
111	フェリムゾン
112	メチルイソシアネート
113	イミダクロプリド
114	ジネブ
115	ヒドロキシイソキサゾール
116	シハロホップブチル
117	プロチオホス
118	ジチアノン
119	ピラゾレート
120	CYAP
121	メトラクロール
122	リニューロン
123	ベンゾフェナップ
124	ACN
125	シラフルオフエン
126	カーバムナトリウム塩
127	オキシリニック塩

各検査項目

必須項目検査(9項目)

	検 査 項 目
1	一般細菌
2	大腸菌
3	塩化物イオン
4	有機物(TOC)
5	pH
6	味
7	臭気
8	色度
9	濁度